

平泉町社会教育施設整備事業に係る優先交渉権者の決定について

平泉町は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて実施する「平泉町社会教育施設整備事業」について、令和元年 6 月 28 日に募集要項や要求水準書等を公表し、事業者の募集を行ったところ、2 グループから応募がありました。

学識経験者等の外部委員等により構成する平泉町社会教育施設整備事業者選定委員会において各事業者の提案内容を審査し、次のとおり最優秀提案を選定しました。

平泉町では、その選考結果を踏まえて、次のとおり優先交渉権者を決定しましたので、公表します。

なお、選定委員会における審査内容の詳細は、審査講評として 12 月中に公表します。

1. 最優秀提案グループ

	事業者名	本事業での役割
代表企業	株式会社平野組	建設業務
構成企業	株式会社久慈設計	設計業務、工事監理業務
	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	総括管理業務、維持管理業務、運営業務

2. 審査結果の概要

区分	応募グループ
優先交渉権者	株式会社平野組グループ
次順位優先交渉権者	グループ①

3. 今後のスケジュール

令和元年 11 月	基本協定、基本契約、施設整備契約、指定管理者基本協定の締結
令和元年 12 月	議会の議決（基本契約、施設整備契約、指定管理者基本協定、指定管理者の指定）

4. 優先交渉権者の提案概要

(1) 事業コンセプト

①人づくりの場



②学びの場



③情報交換の場



④コミュニティ形成・交流の場



人づくり・学びの役割を担う社会教育施設
幅広い世代が集まり交流できる施設
町民の活動を促し、まちの活性化に寄与する施設
⇒平泉町社会教育施設整備事業

(2) イメージ図※



※「優先交渉権者の提案概要」は提案段階のものであり、今後、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」を踏まえ、事業者と町の協議によって変更となる場合があります。